

## 児童相談所整備・機能強化検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童相談所の整備等について検討を行う児童相談所整備・機能強化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 10年先を見据えた児童相談所新設、所管区域の検討に関する事
- (2) 児童相談所の機能強化策に関する事
- (3) 一時保護機能の充実にに関する事
- (4) 中核市への児童相談所整備促進策に関する事
- (5) その他児童相談所の整備及び機能強化に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。
- 3 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は委員会の会議の議長となる。ただし、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員は、事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、半数以上の委員が出席しなければならない。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の2分の1以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の委員及び委員であった者は、非公開とした場合の案件について知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

別表 構成員

児童福祉に関する学識経験者
埼玉県医師会が推薦する者
埼玉弁護士会が推薦する者
埼玉児童福祉施設協議会が推薦する者
地域における子育て支援に関する活動を行う者
埼玉県警察本部が推薦する者
児童相談所長